

## 高年齢雇用継続給付金について

近年、少子高齢化が急速に進行し人口が減少する中で、老後の年金問題等が問題となっております。その為、60歳の定年を迎え、嘱託として再雇用されることが一般的です。役割、業務量を見直した事により賃金が減少する事もあります。

そのような方でも、就業意欲の維持等を目的として、ある一定の要件を満たし行政機関へ申請すると国から高年齢雇用継続給付金という給付金が支給される制度があります。今回はその制度についてご紹介致します。

まず、高年齢雇用継続給付金は雇用保険の被保険者で基本手当を受給していない方を対象とする給付金で、原則として下記の3点の要件を満たしている方が対象になります。ただし、支給対象月に支払いを受けた賃金の額が支払限度額（¥370,452-）以上である時には、雇用継続給付金は支給されません。また、支給対象月に支払いを受けた賃金額と高年齢雇用継続給付として算定された額の合計が支払限度額（¥370,452-）を超えるときは、限度額が支給額となります。

### 【支給要件】

- 1.60歳以上 65歳未満の一般被保険者であること
- 2.被保険者期間が5年以上あること
- 3.60歳以後の賃金が60歳時点の賃金の75%未満となっている方

支給期間としては被保険者が60歳に到達した月から65歳に達する月までですが、書く歴月の初日から末日まで被保険者であることが必要になります。

また、60歳当時、被保険者期間が5年に達していなくても、その後受給資格を満たしたら、その満たした日の属する月から65歳に達する月まで支給されます。

支給額の計算方法ですが、下記のパターンに分かれます。

- (1) 支給対象月の賃金が60歳時点賃金の61%未満の場合
- (2) 支給対象月の賃金が60歳時点賃金の61%以上75%未満の場合

#### (1) に該当する場合の計算方法

支給対象月に支払われた賃金の金額（低下した賃金）×15%＝支給額

#### (2) に該当する場合の計算方法

支給対象月に支払われた賃金の金額（低下した賃金）×低下率に応じて各賃金の15%相当額未満の額

**【まとめ】**

今回は、高年齢雇用継続給付金についてご説明させて頂きました。高年齢雇用継続給付金については、今後 2025 年 4 月より給付率 15%が 10%に減額される事が決まっており、最終的には廃止になる事が見込まれております。のこりわずかな期間になりますので、もし会社内で該当しそうな方がおりましたら、各担当へご相談下さい。